

スロヴァキア共和国の言語教育政策

脇田博文*

Language Education Policies in the EU: A Case Study of Slovakia

Hirofumi Wakita*

Language policies have been a central issue in the EU in order to protect linguistic and cultural diversity and promote social integration, and because multilingual citizens are better placed to take advantage of the educational, professional and economic opportunities created by an integrated Europe. This paper aims to investigate how goals and guidelines of language policies commonly shared among the EU state members have been realized in the local context of Slovakia, the smallest country in Central Europe with complex historical and racial backgrounds, which gained independence from Czechoslovakia in 1993 and joined the EU in 2004. The primary focus is on the following issues: the general background of Slovakia, education system and reforms, foreign language education policy, including teacher training and other related issues. In addition, some attention is paid to a critical language conflict related to national minorities in Slovakia, especially the Hungarians. In conclusion, the findings are discussed with some thoughts and suggestions about Japanese language education policies.

Keywords: Slovakia, language policy, the European Union, plurilingualism, multilingualism, foreign language education policy, education system and reforms, teacher training, assessment of teaching foreign languages, national minorities, the 'State Language Law'

はじめに

多言語・多文化主義はEUの中核をなす理念であり、言語教育政策はこの理念を実現するために重要な役割を果たす。EUは、言語教育において、個人が母語以外に複数の外国語を習得する複数言語主義 (Plurilingualism) — 3言語主義 (母語 + 2外国語) — を共通目標として掲げる。この目標を達成するために、2001年に、欧州評議会 (Council of Europe) は、言語教育における長年の経験と実績に基づいて「ヨーロッパ言語共通参照枠 (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment: CEFR)」を統一ガイドラインとして提示した。各加盟国は、「開放的調整法 (Open Method of Coordination)」と呼ばれる政策手法にしたがって、言語教育を教育の重要課題として位置づけ、到達目標・レベル、カリキュラム、教材、評価、試験など広範囲に渡る行動計画を策定し、それらを自律的に推進している。

EUの言語教育政策に関しては、すでに1995年以降、欧州委員会 (European Commission) の「教育・文化」総局がソクラテス (Socrates) で総合的な教育プログラムを提供し、その下位領域プログラムとして、高等教育対象のエラスムス (Erasmus)、初等・中等教育段階を対象としたコ

* 国際文化学部教授

メニウス (Comenius), とりわけ言語教育推進のためのリングア (Lingua) など多くの政策が開発されていた¹⁾。明示的な形をとったのは、2000年の欧州理事会 (European Council) で採択されたリスボン条約 (「生涯教育の覚え書き (Memorandum of Lifelong Education)」) を契機として、2001年に「ヨーロッパ言語年」が宣言され、言語教育の重要性が強調されたことに始まる。また、上記のように欧州評議会がCEFRを提示したのも同年である。2002年には、多言語・複数言語主義社会を実現するための様々な行動計画が策定され、生涯教育のモデルも提示された。同年にバルセロナで開催された欧州理事会では、教育システムの構築、言語分野では上記の複数言語能力の確立、言語能力の指標作成など、教育・言語に係わる目標が加わった。2003年には欧州委員会が「外国語学習と多様性の促進政策：2004～2006行動計画」を発表し、EU市民や企業が持つべき異文化・言語スキルの重要性を改めて強調し、生涯を通じた言語教育・学習の推進、言語教授法の改善、教育環境の改善の3つを柱とする外国語教育促進のための行動指標を45項目に渡って示した。これ以降も、EUは、政治・経済・教育などの多様な局面において多言語主義振興のための政策を打ち出すと同時に、各加盟国の政策評価を行い、多言語主義の理念の再確認と調整を図っている。

それでは、このようにEUが多言語主義に積極的に取り組む理由は何なのか。根底には、ヨーロッパが多文化・多言語社会であるがゆえに、言葉に真剣にとりくまなければならない歴史的宿命がある (大谷他 2010)。つまり、これまで民族間の争いのために幾度となく戦争を経験してきたヨーロッパにとって、統合は各国 (民族) がそれぞれのアイデンティティを保持しながら平和に共存・発展する壮大な実験なのである。一方で、現実的な問題として、ヨーロッパ統合は、EUの経済的成長、雇用拡大、国際競争力を高めようという政治的・経済的意図と深く結びついている。それは、EUでは言語の多様性そのもの一複数言語能力を持つ環境にあること一がEUの競争力の強化・発展に繋がるとして共通認識されているからである。

2004年に中東欧8か国、地中海国2か国が新規に加盟することでEUは25か国に拡大し、2007年にはルーマニアとブルガリアが加わり、27か国となった。これでEUの言語は23の認定公用語と60を超える地域・少数民族言語により構成されることになった。この状況の中で、「市民のあいだの相互理解と異文化理解能力、及び、統合するEUで国境を越え勉強や職業に従事する能力 (移動能力) の育成は国家の大きな課題であり、『外国語』運用力はその中核を成す、と見なされている (杉谷, 高橋, 伊東 2005)。」言い換えれば、自律的に生涯教育の一環として外国語を学習するEU市民の形成は不可欠であり、そのための教育制度や言語教育施策の整備・推進することは、各国にとって重要な意味を持つ。

本研究は、多言語主義を推進するEUにおいて、上述のような言語教育の理念や行動計画がローカルなコンテキストでどのように政策として具現化されているか、また何が課題なのか、考察することを目的とする。特に、筆者がこれまで研究を行ってきた (脇田 2008; 2009a; 2009b) 中東欧諸国は、西欧と比べて、民族的に複雑な模様を織りなす上に、国内の少数民族問題が近過去の歴史によって形成されたという新しさが故に、時として少数民族問題がナショナリズムと絡んで妥協しにくい繊細な状況を引き起こすことがある (宮島 1995)。それゆえに相互理解と共存のためにも言語教育は一層重要な意味を持つ。

本稿は、スロヴァキア (正式名：スロヴァキア共和国) に焦点を当て、まず同国の社会的・歴史的背景を概観した上で、言語問題を教育政策の中に位置づけ、教育政策・教育制度、外国語教育政

策、教員養成・研修、語学力評価、少数民族に対する言語政策について述べる。そして最後に、それらを踏まえて考察を行い、併せて日本の言語（外国語）教育政策への示唆を導くこととする。

I. スロヴァキアの概要

スロヴァキアの首都はブラティスラヴァ、国土は49,035km²、日本の約7分の1の面積である。総人口543.5万人（2010年スロヴァキア統計局）である。国土は、オーストリア、ウクライナ、ハンガリー、チェコ、ポーランドの5つの国と国境を接する。1996年の地方自治改革によって、8地域（県）、79地方自治体に分かれる。

民族としては、スロヴァキア人が85.8%と大勢を占める。その他、国民調査（2001年）によれば、11以上の多様な少数民族が存在する（表5参照）。宗教はローマ・カトリック系が69%、プロテスタント（ルター派）が7%を占める。言語法に規定される国語・公用語はスロヴァキア語である。当然のことながら、他の中東欧諸国同様、上記の民族的多様性が少数言語にも反映している。

スロヴァキアの歴史を振り返ると、スロヴァキアは、長年の間、中欧の小国として従属的地位に耐えてきた。古代にはスラブ人最初の国家であるサモ王国（建国 623年）、9世紀初頭にはニトラ公国、大モラヴィア王国として独立を保った時期もあった。しかし、10世紀になるとマジャル人の侵入を受け、1000年にハンガリー王国成立すると、それ以降、この地域は、第一次世界大戦終了（1918年）とともにオーストリア・ハンガリー帝国が崩壊するまで、約1000年の間ハンガリーの支配下に置かれる。

第一次世界大戦終了後、チェコスロヴァキア（第一共和国）が成立する。しかし、この共和国においても、スロヴァキアはチェコ優位に甘んじることになり、憲法において、独自の民族としても、また自治権も認められなかった。このチェコスロヴァキアは、戦後処理を行ったトリアノン条約（1920年）において、北ハンガリーのほとんどの地域（現在の基本的なスロヴァキアの国土を含む）を割譲することになった。これが、現在、スロヴァキア南部に約52万人のハンガリー系住民が在住する原因である。第二次世界大戦開始直前の1938年には、再度かつての宗主国ハンガリーのスロヴァキア領土要求が強まり、列強国（英仏伊独）の仲裁により、南部スロヴァキアの地をハンガリーに割譲する。そして1939年にチェコがドイツに併合されると、スロヴァキアはドイツの保護国として独立を余儀なくされ、大戦中はナチス・ドイツの傀儡国家となる。

第2次世界大戦後にチェコスロヴァキア共和国が再興され、共産党政権による社会主義の道を歩み始める。1968年には「プラハの春」と呼ばれる自由化路線が推進されるが、急速な自由化を危惧するワルシャワ条約機構軍の侵攻を受けて自由化は妨げられ、以後民主化に至るまで独裁的な中央集権的体制が続く（「正常化」時代）。なお、1969年にはチェコスロヴァキアは連邦制に移行する。そして、1989年の民主化革命（「ビロード革命」）により共産党体制が終焉し、1993年にはスロヴァキアの「主権国家」を望む声が高まり、結局チェコとの連邦を解消し（「ビロード離婚」）、独立国としてスロヴァキア共和国が誕生した。

この独立から1998年までの間は、メチアル首相による権威主義的な政権が続き、経済危機や失業など、スロヴァキアは深刻な問題を抱える。しかし、1998年に発足したズリンダ政権は、経済の基盤強化を図り、「少数民族言語法」（1999年）²⁾ など様々な民主化政策も打ち出す。さらに、2002～2006年に至る第2次ズリンダ政権時には、「欧州への回帰」を最優先課題として、税制、年金、医

療、教育などの様々な分野で改革を断行した結果、市場経済・民主化が達成される。そして、2004年にはNATO及びEUへの加盟が実現する。さらに2009年には、スロヴァキア経済の安定性が評価され、EU16か国目として、2004年以降の新規EU加盟国の中ではスロヴェニア、キプロス、マルタに次いで、ユーロを導入するに至る。

現在、スロヴァキアは社会の構造改革を鋭意推進している過程にあり、12.2%（2010年スロヴァキア統計局）という高い失業率に悩みながらも、比較的好調な経済を維持している。2008年には教育法を改正し、教育改革にも本格的に乗り出した。しかし、2009年6月の「国語法」改正に伴う少数民族（ハンガリー系スロヴァキア住民）の言語使用問題を契機として民族主義的・国家主義的な意識が高揚し、隣国ハンガリーとの間で緊張が高まったように、国家として民族的な葛藤も抱えている。

Ⅱ. 教育政策・教育制度

1. 教育政策—教育改革の動向

知識基盤社会・生涯学習社会を迎えて、教育改革は国家にとって最重要課題となっている。スロヴァキアも、新たな時代に適した人材育成を目的として、抜本的な教育改革を行った。それまでの教育は1984年以来の旧教育法に基づくものであったが、2008年9月1日から新教育法（正式名：「教育訓練法」）、翌年の2009年9月1日からは「職業教育訓練法」、「教育職員法」と、相次いで重要な教育関連法案が施行された。

今回の教育改革の特徴は、規制緩和の一環として、国が一定のガイドラインを示す中で、自治体及び学校の自主的な取り組みを一層促進することを特徴とする。教育改革の柱として、教育省（The Ministry of Education, Science, Research and Sport of the Slovak Republic）は、①知識偏重の学習の是正と興味関心を喚起する授業への転換、②個性や学力などに適合した学校選択制度の推進、③より良い外国語教育環境の確立、④教員の自己実現のための機会の充実と職能成長のための新たなシステムの構築、⑤各学校の特色や地域のニーズに応じた学校作り、⑥教師集団の創造的文化的醸成などを掲げている。

これらの目標を達成するには、当然、教員養成・研修、学校カリキュラム、教育評価、試験など、教育全般にわたる詳細な計画が必要になる。その中でも特に重要なのは教育課程の指針である。まず、初等・中等教育に関しては、新教育法の中で、公教育の基本的指針となる「国家教育プログラム（štátny vzdelávací program: ŠVP）」、そして各学校のカリキュラム編成規準となる「学校教育プログラム（školský vzdelávací program: ŠkVP）」の2段階のカリキュラムが示された。さらに、この中間に、上記の国家教育プログラムの一部として、教育目標、教科構成、各科目の内容や指導要件、評価基準・方法など、学校がカリキュラムを編成する際の具体的規準である「フレームワーク・カリキュラム（učebný plán）」が存在する。今回のカリキュラムの特徴は、従来のような伝統的な教科科目ではなく、学習の「領域」を言語とコミュニケーション、人間と自然、人間と世界、人間と社会、数学と情報、芸術と文化、健康と運動の7つに分け、その下に領域の学年別配分比率と教育内容・方法を示していることである（Eurydice 2009a）。また、環境教育や多文化教育といった領域を横断する学習も組み込まれている。

一方、学校カリキュラムの編成については、「国家視学制度（state school inspection）」に基づ

いて国の監督・指導を受ける。また、地域や学校の環境に適合した学校独自の教育プログラムの企画・準備を支援するために、国立学習評価研究所（National Institute of Certified Measuring Learning）が新たな教育ための評価基準・方法及び教育評価の形態を開発した。

以上が最近の教育政策の動向であるが、今回の教育改革でカリキュラムの大綱化・弾力化が図られ、各地方自治体・学校の自律性が尊重されていることとは裏腹に、現実にはカリキュラムの3段階規定や国家視学制度による学校現場への拘束力は強く、学校現場のカリキュラムは画一化する懸念があるように思われる。

2. 教育制度

就学前教育は通常3～5歳までで、就学義務はない。2008/09年度の就学率は87%である。ほとんどが公立幼稚園で、保育園は私立に限られ、数も少ない。公立幼稚園は一部授業料（月額約12ユーロ程度）を必要とするが、義務教育開始前の1年間（5歳児）は無料である。心身の発達が未熟である場合は、保護者もしくは幼稚園などの判断により、初等教育への入学を1年間延期するか、あるいは基礎学校付属の「ゼロ学年」に入学することができる。

義務教育は無償で、後期中等教育第1学年までの10年間（6～16歳）である。たいていの子どもは9年一貫の基礎教育を受ける。基礎学校（základná škola）は4年間（第1～4学年）の第1段階（初等教育：ISCED 1）と5年間（第5～9学年）の第2段階（前期中等教育：ISCED 2）に分かれる。成績優秀な場合は、9年一貫教育以外の教育、すなわち6年制・8年制ギムナジウム（gymnázium）への道も開かれている。

年間授業日数は187日である。基礎学校第1段階では45分授業、週22～25授業時間、第2段階では週27～29授業時間を基本とする。基礎学校のクラス人数（2008/09年度）は、それまでは34人であったが、新教育法の下では、1クラス最低15人、最高は第1学年22人、第4学年25人、第5～9学年最高28人と規定された。この少人数クラスの導入によって大量の教員採用が必要となり、教員不足の問題が深刻になっている。スロヴァキアは、教育財政が逼迫している事情もあって、退職教員を臨時に再雇用することで解決を図っている。

後期中等教育（ISCED 3）は原則4年である。学校形態は、図1が示すように、普通高校であるギムナジウム（4・5・6・8年制）、多様な職業教育を施す4～5年間の中等専門学校（stredná odborná škola）と2～5年間の中等専門訓練学校（stredné odborné učiliste）、そして特別な中等教育機関として音楽・演劇・ダンスの英才教育を行うコンセルヴァトワール（konzervatórium）の3つに分かれる。教育内容については、各学校の特性を考慮しながら、基礎教育と同じ7つの領域に基づいてカリキュラムが構成される。卒業時には、最終卒業試験（口頭・実技・筆記）を受け、さらに大学進学のための中等教育修了試験、あるいは職業資格のための職業資格試験を受ける。

高等教育に関しては、2002年に高等教育法が改正され、ボローニャ・プロセス（Bologna Process）の一環として2010年を目途に組織・運営管理・財政・カリキュラムなど多岐に渡って制度改編が進められてきた。その動きの中で、ヨーロッパ単位互換制度（European Credit Transfer System: ECTS）が導入され、他のEU諸国同様に、大学は学士・修士・博士課程に分けられた。スロヴァキアには、現在、公立20校、国立3校、私立10校、合計33大学が存在するが、大学に入学するには中等教育修了試験の成績と各大学（学部・学科）が行う入学試験に合格する必要がある。一

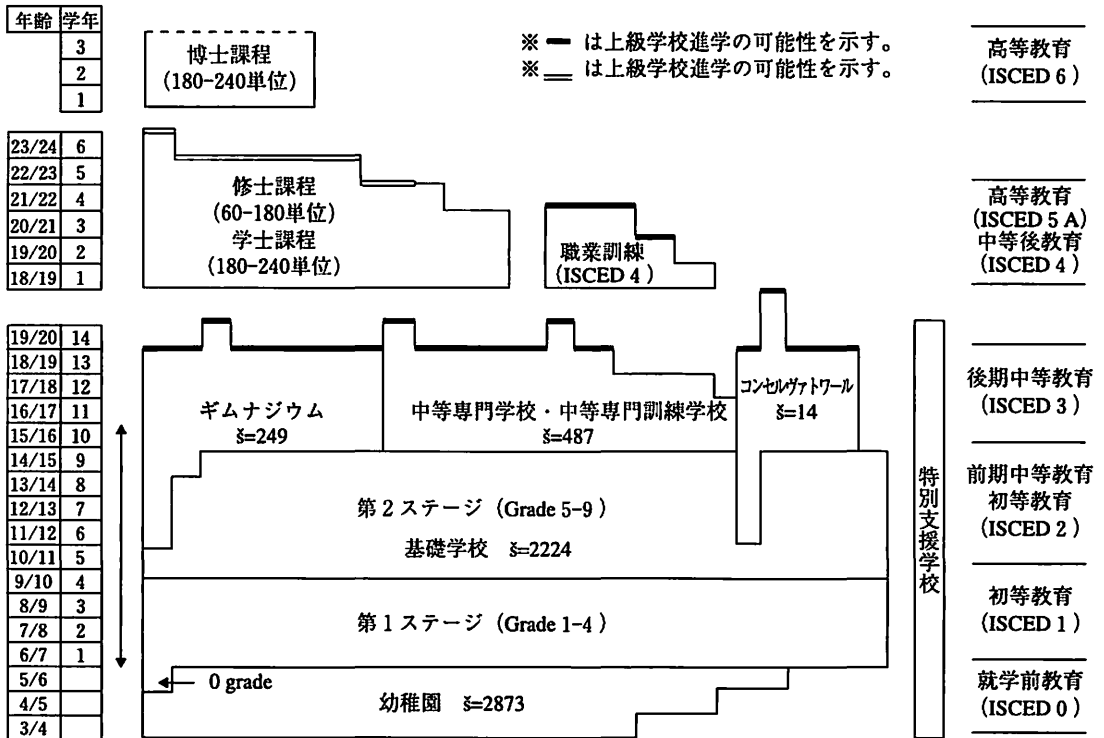


図1 スロヴァキアの学校教育制度 (2009/10年度)

- ※ ISCED は UNESCO (1997) による教育レベルと分野に基づく国際教育標準分類
- ※ 0 grade : 入学延期の児童を対象とする。
- ※ ←→ : 義務教育期間 (10年)
- ※ §=školy : 学校数
Eurydice (2009a) に基づいて脇田が作成

方、卒業するには、所定単位の修得、論文及び国家試験の合格を要件とする。修業年限 (単位) は、学士課程 3 ~ 4 年 (180 ~ 240 単位)、修士課程 1 ~ 3 年 (60 ~ 180 単位)、博士課程 3 ~ 4 年 (180 ~ 240 単位) である。ただし、医学・科学・工学など、学部や専攻により修業年限が異なるために、通常、修士課程まで一貫した教育 (4 ~ 6 年間) を行う。

Ⅲ. 外国語教育政策

1. 外国語教育の変遷

中欧諸国は、本来、その地理的位置や民族的多様性のために複数外国語能力を持つことは不可欠であり、それゆえに外国語教育は長い伝統を持つ。スロヴァキアの外国語教育は歴史的・政治的な要因から幾度か大きな変遷があった。まず、オーストリア・ハンガリー帝国時代にはハンガリー語・ドイツ語が、続く1918~1936年までのチェコスロヴァキア共和国 (第一共和国) の時代にはドイツ語が重視された。戦後、社会主義に転換すると、ロシア語以外の外国語はほとんど顧みられなくなった。外国語 (ロシア語) 教育は、必修科目として前期中等教育 (第 5 ~ 9 学年: 11 ~ 15 歳) から始まり、それ以外の外国語 (ほとんどドイツ語、まれに英語) は第 7 ~ 9 学年で週 1 回 90 分の授業が行われる程度であった。後期中等教育 (第 1 ~ 4 学年: 16 ~ 19 歳) になると、ギムナジウム

ではロシア語以外の1外国語が必修となり、人文系コースでは第2外国語を選択することができた。大学では、それまでの学習履歴にかかわらず、1外国語が必修科目として週1回1年間だけ教えられた。

1989年の体制転換以降は、ロシア語に代わって、徐々に英語・ドイツ語などの外国語が優勢を占めるようになるが、スロヴァキアの外国語教育は、多様な外国語カリキュラム、古い教科書、とりわけ1970年代から20年間大学での外国語教員養成が完全に廃止されたことによる深刻な外国語教員不足などの問題に直面し、自由化が遅れる (Gadušová Z. & Hart'anská, J. 2002)。だが、2004年のEU加盟を契機として外国語教育改革の気運は急速に高まる。

新教育法の施行に先だって、2007年9月に、国立教育学研究所 (National Institute of Education) が中心となってスロヴァキアの外国語教育に係る現状分析と評価を行い、“New Concept of Teaching Languages in Primary and Secondary Schools in Slovakia”として新たな外国語教育向上政策を取りまとめ、同施策は2008/09年度から実施されることになった。この新しい言語教育政策の基本的概念は、多文化・多言語主義を標榜するEUの理念に基づいて複数言語主義を実現することである。端的に言えば、CEFRに準拠して、後期中等学校修了時に、第1外国語ではB1またはB2を、第2外国語についてはA2またはB1を達成することを具体的目標とする。

2. 基礎教育及び後期中等教育の外国語教育

基礎教育第1段階では、数学・自然科学・外国語・スポーツ・芸術などに特化した11種類もの異なるタイプの学校が存在した。したがって、必然的に外国語教育のカリキュラム (開始年齢・授業時間数など) も多様で、統一性がなかった。第1外国語は、第1学年あるいは第3学年から外国語教育を実施する特別な学校を除いて、通常は第5学年から、第2外国語は第7学年から週2時間の範囲内で実施されていた。しかし、2008/09年度以降は、表1が示すように、多様なカリキュラムの統一性と一貫性が図られることになった。

表1 基礎教育 (ISCED 1・2) における
「言語とコミュニケーション」領域の科目と授業時数

科目/学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
スロヴァキア語	8	6	6	6	5	4	4	5	5	49
第1外国語			3	3	3	4	4	4	4	21
第2外国語						1	1	1	1	4
総授業時数/週	22	23	25	26	27	29	30	30	30	242

※第1段階：ISCED 1 (第1～4学年)、第2段階：ISCED 2 (第5～9学年)

出典：Eurydice (2009a)

現行カリキュラムでは、第1外国語は第3学年から始まり、第2外国語は第6学年から始まる。ただし、第1学年から早期に外国語学習を開始する学校やバイリンガル教育を行う学校は年々増える傾向がある。授業時間については、第1外国語は週3～4時間、第2外国語は、第1外国語の時間確保を考慮してなのか、週1時間と少ない。選択外国語は、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、イタリア語の6種類である。しかしながら、外国語のニーズと有資格外国語教員不足の問題のために、英語とドイツ語に限定する学校が多いのが実状である。

表2は基礎教育第1段階における外国語選択状況 (2003/04年度) を示す。当時において、通常第5学年から始まる外国語を、すでに41.2%の児童が学習をしていた。選択外国語別に見ると、英

語が30.5%、ドイツ語が9.4%を占める (Butašová, A. et al. 2004)。つまり、外国語学習者の内、76%が英語を、23%がドイツ語を選択していたことになる。また、同調査によれば、外国語が必修教科であった第2段階においても、英語56.9%、ドイツ語36.9%、ロシア語4.3%、フランス語1.6%と、英語・ドイツ語の圧倒的な優位は変わらなかった。2005/06年度になると、第2段階の外国語履修は、英語68.6%、ドイツ語35.4%、ロシア語3.7%、フランス語1.7%となり (Eurydice 2008)、この点からも英語学習が急速に増える傾向にあることがわかる。とはいえ、EU全体から見れば、基礎教育第1段階での英語履修率は、新規加盟国であるチェコ・ハンガリー・スロヴァキアなどの中欧諸国でも年々増加傾向にあるものの、西欧諸国と比べるとかなり低く、まだ30~40%程度に留まっている (Eurydice 2008)。なお、2011年2月改正の教育法では、開始学年に関する明確な規定はないが、英語が必修科目となった。

表2 基礎教育段階における外国語選択状況 (2003/04年度)

学年/外国語	英語	フランス語	ドイツ語	ロシア語	スペイン語	イタリア語	その他	未学習者	合計
第1段階	75,099	235	23,234	390	0	0	0	147,395	246,353
(第1-4学年)	30.5	0.1	9.4	0.2	0.0	0.0	0.0	59.8	100.0
第2段階	204,391	5,578	132,579	15,501	19	21	0	832	358,921
(第5-9学年)	56.9	1.6	36.9	4.3	0.0	0.0	0.0	0.2	100.0

※上段は児童・生徒数、下段は%を表す。

出典：Butašová, A. et al. (2006) に基づき脇田が作成

後期中等教育では、表3が示すように、2外国語を必修とする。ギムナジウムの授業時間数は、第1外国語が週4時間、第2外国語は週2時間である。選択外国語は上記の6か国語と変わらないが、古典語としてラテン語が加わる。基礎学校同様に英語・ドイツ語の選択が多く、2005/06年度の履修状況は英語97.7%、ドイツ語72.7%、フランス語16%、ロシア語3.4%となっている (Eurydice 2008)。この段階ではほとんど全ての生徒が英語を学習していることがわかる。

中等専門学校や中等専門訓練学校では、1つ以上の外国語を必修とし、4年間で総授業時間数34時間を学校裁量で配分する。もちろん、観光・ホテル・ビジネス系の学校では外国語が強化され、必修2外国語の他に会話の授業などが別途設定されている。

なお、5年制のバイリンガル・ギムナジウムは、ハンガリーの場合と同様に (脇田 2008参照)、初年度に外国語学習を集中的に行い、残る4年の間、教科の特性や学年を考慮しながら部分的あるいは完全に目標言語 (6外国語のうちの1つ) で教える、いわゆるContent and Language Integrated Learning (CLIL) を実施する。このようなバイリンガル・ギムナジウムは全国に43校 (2010/11年度) あり、そのうち23校が英語バイリンガル校である。

表3 後期中等教育における「言語とコミュニケーション」領域の科目と授業時数

科目/学年	第1外国語	第2外国語	スロヴァキア語	合計
4年制ギムナジウム	4/4/4/4 (16)	2/2/2/2 (8)	3/3/3/3 (12)	36
8年制ギムナジウム	3/3/3/3/4/4/4/4 (28)	1/1/1/1/2/2/2/2 (12)	4/4/5/5/3/3/3/3 (30)	70
専門・専門訓練学校	34			34
コンセルヴァトワール	4/4/4/4 (16)	1/1/1/1 (4)	3/3/3/3 (12)	32

※ () 内は合計時間数。専門・専門訓練学校の時数は4年間で34時間を学校裁量で配分する。

出典：Eurydice (2009a) に基づき脇田が作成

3. 外国語学校

スロヴァキアでは、普通教育の他に、生涯学習の一環として設置されている政府認定の「外国語学校 (jazykové školy)」が外国語教育推進に重要な役割を果たしている。2010/11年度スロヴァキア統計年鑑によれば、全国 8 県に国立25校（単独12・付属16；19,372コース）、私立17校（単独16・付属1；4,487コース）、教会立1（付属；11コース）の外国語学校があり、約24,000名が受講している。履修状況は、英語71.8%、ドイツ語13.9%、フランス語4.8%、スペイン語4.7%、イタリア語2.2%、ロシア語1.4%と、やはり圧倒的に英語が多い。その他、僅かながらも日本語・中国語・アラビア語などを学ぶ者がいる。なお、法的手続きを経て、外国語学校は外国語国家試験を実施することができる。

4. 外国語教員と教科書・教材に関する問題

スロヴァキアにとって、1990年以降の外国語教育の自由化に対応するために、適切な教科書・教材を確保すること、及び有資格外国語教員を担保することなどが、重要課題となった。最近では、外国語学習の早期化・多様化の進展という別の要因から、外国語教員の語学力不足、有資格教員不足などの問題に直面している。特に、フランス語、スペイン語、イタリア語、ロシア語といった履修者が少ない外国語はともかく、英語やドイツ語の場合は一層問題は深刻である。

表4は教育段階別の無資格外国語教員の比率（2001）を示す。そこでは、後期中等教育段階に比べて、基礎学校の第1・2段階で無資格教員の比率がかなり高いことがわかる。

表4 教育段階別の無資格外国語教員の比率（2001年度） (%)

外国語	英語	ドイツ語	フランス語	ロシア語	スペイン語	イタリア語
基礎学校第1段階	52.9	44.5	16.7	18.2	—	—
基礎学校第2段階	49.8	39.7	3.7	14.2	66.7	—
ギムナジウム	9.0	3.5	3.3	0.0	10.6	8.3
中等専門学校	29.4	24.2	10.7	4.8	0.0	0.0

出典：Institute of Information and Prognoses (2011) に基づき脇田が作成

さらに、国立教育学研究所が実施した外国語教員対象調査 (Butašová, A. et al. 2009) によれば、基礎学校第2段階において、「満身に教えられる」とする教員は、フランス語96.6%、ロシア語84.2%、ドイツ語81.4%、英語65.4%の順に低くなる。この結果からも英語教員の指導力が依然として問題であることが明らかになる。さらに、同調査は、教職歴に分けて分析し、指導力不足を意識する英語教員は、教職歴が0～6年のグループは64.9%、7～14年のグループは34.9%、15～40年のグループは8.6%という結果から、教職歴の浅い教員にかなり多くいることを指摘する。以上から、基礎学校では、急速な英語の需要に対して有資格英語教員の供給が追いついていない実態が明らかになる。したがって、今後、外国語教員養成や現職教員研修をどうするかが大きな課題として残る。

次に、外国語の教科書・教材に関する問題である。1989年以前は、教育省が定める教育課程に準拠した国定教科書が使用されていた。しかし、体制転換以降、1990年代になると外国語の自由化が進み、英独仏等で出版されたコミュニケーションを重視した様々なテキストが市場に溢れ始めた。その結果、教員が新しいテキストを選ぼうとしても、①テキストの選択基準は何なのか、②教育課程の内容にテキストの内容がどこまで一致するのか、③テキストが推奨する教授法に熟達し、教室で使用できるのか、④目標言語だけで書かれたテキストを理解し、使用する語学力が教員にあるの

か、⑤テキストが扱う文化的な側面を教員はどこまで理解できるのかといった問題が生じ、混乱に陥ってしまった (Gadušová Z. & Hart'anská J. 2002)。それゆえに、新たな国定外国語教科書を編纂してほしいという強い要望が教員から挙がるのも無理からぬことであった。加えて、義務教育は無償であることから、高価な外国語テキストや教材を国が認定しても、親にとっては経済的負担が大きく、政府側は補助金を捻出しなければならないという苦しい台所事情もある。そのために現在でも、多くの学校では外国で出版されている教科書 (*Gateway, Project, etc.*) を使っているが、依然として古い国定教科書を使用している学校も少なくない。

5. 新外国語教育推進プログラム— “New Concept of Teaching Languages in Primary and Secondary Schools in Slovakia” —

2008/09年度から、新教育制度の下、スロヴァキアでは学校・地域などによって多様な外国語カリキュラムを統一し、新たな外国語教育プログラムを導入することを決定した。このプログラムの円滑な導入と実施を図るために、取り組むべき課題として次のような項目が挙げられている (National Institute of Education, Slovakia 2009)。

- ①基礎教育・後期中等教育の多様な外国語カリキュラムを是正する。
- ②有資格外国語教員、特に英語教員不足を解消する。
- ③外国語教員の高い離職率を下げる。
- ④外国語運用能力に係るレベルを定義する。
- ⑤教育改革に伴い、全コースの児童生徒に2外国語を学習させる。
- ⑥新しい外国語学習理念に合った国定教科書の編纂基準を開発する。
- ⑦9年一貫の外国語カリキュラムに基づいて、基本的な教科書・教材を改編する。

最大の変更点は、必修外国語が第5学年から第3学年に引き下げられ、第2外国語については基礎学校の第6学年から開始となったことである。

スロヴァキアは、外国語教育の早期化と2外国語教育の実施に伴い、いかに外国語教員の量と質の両方を確保するか課題に直面する。教育省は、この課題解決に向けて、国立教育学研究所と協同して国家研修プロジェクトを立ち上げた。この研修は、Operational programme *Education* の一貫として、2007～2013年の間欧州委員会 (European Commission) から財政的支援を受け、2008年夏から受け付けを行い、2009年2月から実施となった。

Gadušová Z. & Žilová R. (2009) によれば、その研修の目的は、大学での教員養成と現職教員研修の質を向上させること、当面緊急に必要とされる小学校教員の有資格者を確保すること、長期的には外国語教育の質を高めることにある。対象教員は基礎学校第1段階の教員 (初級レベル、中級レベル)、第2段階の外国語教員である。国は参加期待数を5,000人以上とし、実際に、基礎学校第1段階5,491名 (英語：4,418、ドイツ語：892、フランス語：40、ロシア語：98、スペイン語：22、イタリア語：21)、第2段階227名 (英語：62、ドイツ語：84、フランス語：16、ロシア語：64、スペイン語：1、イタリア語：0)、合計5,718名が研修を受けた。

基礎学校第1段階の教員は、6つの外国語 (英語、ドイツ語、ロシア語、フランス語、スペイン語、イタリア語) の中から1つ選びB2レベルに到達すること、及び外国語教育に関する指導法などを身に付けることが求められている。研修期間はレベルによって異なり、外国語能力が0もしくはA1レベルの教員は8セメスター、A2かB1レベル教員は4セメスターとされ、そして最終的

に試験に合格すれば資格がもらえる。研修に際しては、まずon-line testを実施し、希望を考慮しながらクラス分けが行われた。授業はe-learningも可とし、クラス人数は15人である。4セメスターの受講者について言えば、2回の夏季集中講座168時間を含めて、1セメスター96時間、合計552時間の理論と実践の両方を含む授業を受ける。基礎学校第2段階の外国語教員の場合は、すでに一定の外国語能力を有するので、研修期間は2セメスター192時間である。学習者心理、評価法、CEFR、指導法などの授業を120時間、異文化間理解の授業を72時間受けた後、最後に筆記試験を受ける。

この研修の実施に際しては、British Council, Goethe Institute, Austrian Institute, French Instituteなどの機関、あるいはOUP, CUP, Didier, Langenscheidt, Hueberなどの出版社からの協力を得て、全国23大学（教員養成担当教員など）が主体となって行った。研修費用及び研修中の代替教員の給与はヨーロッパsocial fundから支援がある。研修を受けるには学校長の承諾が必要であり、研修終了後4年間は同一校で勤務することが義務づけられている。

6. 語学力の評価

外国語教育の推進にとって、語学力の明確な到達目標の設定と評価が重要な意味を持つ。また平常の指導は適切な評価と一体化してこそ効果を発揮するものである。外国語教育に関しては、CEFRの基準及び能力指標の分類に基づいて、基礎教育ではA1・A2、後期中等学校ではB1・B2が到達目標として設定され、それによって学校での内部評価や外部評価としての試験が実施される。

基礎教育の学習評価は、形成的評価と総括的評価を組み合わせる各学期に行われ、同時に進級か否かが決まる。通常、第1段階では記述、第2段階では記述と数量で評価される。数量評価のスケールは5段階（1-excellent, 2-very good, 3-good, 4-sufficient, 5-insufficient）、学習態度は4段階（1-very good, 2-satisfactory, 3-less satisfactory, 4-dissatisfactory）である。必修科目が成績不良の場合は再試験が行われ、それに一つでも落ちた場合は落第となる。留年率は基礎学校第1段階平均で3.05%、第2段階で2.17%と少なくはない。とりわけ第1学年では6.01%にも達する。後期中等教育の評価及び進級に関しても、基本的に基礎教育の場合と同様である。

語学力の外部評価として最も影響力があるのは中等教育修了試験（Maturita）である。後期中等教育終了時には、内部評価として卒業試験も実施されるが、この中等教育修了試験はギムナジウム・中等専門学校の卒業生を対象として実施される。試験科目は、スロヴァキア語とスロヴァキア文学、外国語（英仏独西伊）、2選択科目の4科目で構成される。これまで各科目は3段階（A～Cレベル）で判定されていたが、2008年の教育法改正によってこのレベル別評価は廃止された。ただし、外国語に関しては、CEFRの後期中等学校到達レベルに準拠して、B1（旧Bレベル）とB2（旧Aレベル）の2種類に分かれる。

試験方法に関しては、1990年以降、各学校が独自に筆記・口頭試験を作成・実施していたが、学校間の試験の互換性・信頼性が問題となり、そのために2005年以降、外部評価としての全国統一（筆記）試験と学校内での口頭・実技試験に分けられ、公正に実施されるようになった。筆記試験については、2008年1月に教育省付属機関として設立された国立教育評価研究所（National Institute of Certified Educational Measurements: NÚCEM）が問題作成と実施の統括を行い、筆記試験前に行われる学校での内部評価は地方自治体の試験局が統括・実施するようになった。内部

評価は全科目で実施され、通常口頭試験であるが、必修外国語（選択外国語は口頭のみ）とスロヴァキア語・スロヴァキア文学（ハンガリー語・ハンガリー文学）に限っては論文試験（60分）も併せて行われる。

外国語試験の目的は、上述のように、CEFRに準拠したコミュニケーション能力の測定（B1、B2レベル）であり、実生活上の問題解決と言語使用を評価する。実際の英語試験（B2レベル）を見ると、Listening（20点）、Language in Use（40点）、Reading（20点）の3つのセクションに分かれ、80点満点、120分で実施される。この筆記試験とは別に、英語では論文試験が行われる。

なお、外国語教育とは直接関係ないが、施行期間を経て、2008/09年度から基礎教育終了時の第9学年生を対象に、Testing 9（Testovanie 9）と呼ばれる全国統一学力試験が導入された。本試験は基礎教育終了段階の学修到達度を測る試験であり、試験結果は後期中等教育入学のための判定基準として利用される。試験科目は、数学（60分）、スロヴァキア語・スロヴァキア文学（またはハンガリー語・ハンガリー文学あるいはウクライナ語・ウクライナ文学）（50分）を基本とする。母語を教授言語として教育を受ける少数民族の生徒は「国語」であるスロヴァキア語・スロヴァキア文学の試験も受けなければならない。この試験は、上記のNÚCEMが作成し、試験の統括を行う。

IV. 教員養成・教員研修

教育法改正の翌年、2009年9月から新教育職員法が施行された。新たな教育の展開は、教育内容だけでなく、教員の意識、教育方法・技術の転換を求める。それゆえに教員の資質能力の向上を図る大学教員養成及び教員研修のあり方は一層重要な課題となる。

教員資格に関しては、まず幼稚園教諭の場合、基礎学校卒業の後、中等教育学校か中等教育・社会学院に入学し、4年間の学修を経て、卒業試験に合格すれば取得できる。もちろん、教員養成系学部で4年間学ぶことによっても取得可能である。基礎学校の教員養成はスロヴァキアの7大学が担当する。基礎学校第1段階の教員は一般教員（generalist）であり、全教科を担当する。ただし、外国語と宗教は専門教員（specialist）である。養成期間は4年間で、教員養成系学部が担当する。第2段階の教員は専門教員（specialist）であり、2科目の資格が必要である。養成期間は5年間で、修士課程卒業資格を必要とする。いずれの段階においても、最終的に国家試験に合格し、専門分野の論文提出、教育実習を経て、教員資格が与えられる。有効期間は終身である。後期中等教育の教員養成に関しても、基本的に基礎学校第2段階の場合と同じである。

教員に関する課題としては、①教員志望者の外国語能力不足（CERFに準拠して）、②教員志望者の実践的指導力不足、③教員資格の国家基準の創設、④生涯教育の一環としての教員研修、⑤教育研究の強化などが挙げられている（Eurydice 2009）。スロヴァキア政府は、教員の資質能力の向上のために、法制度改正を始めとして様々な取り組みを図っているが、その施策として—これは新たな教育の円滑な実施のためでもあるが—2007年4月に、「教師の職能成長に関するコンセプト（The Professional Development of Teacher in Career System）」を打ち出した。この中で、政府は、①教員の専門的資質・能力基準、②教員のキャリア体系、③教員の継続教育体系の見直し、④単位制度の創設、⑤教員評価と給与システムの見直しという中核を成す5つの戦略を定め、段階的に政策の実現を図ろうとしている（Eurydice 2009）。

教員研修についても、2008年の教育改革に併せて抜本的な整備がなされた。教育省が統括を行い、

その他教育方法学センター（The Methodological and Pedagogical Centre：MPC）、国立教育学研究所、国立職業教育研究所（The State Vocational Education Institute）、高等教育機関などが地方自治体と連携して研修を行う体制が構築された。研修実施にあたっては、MPC が中心的な責任を負い、各機関の協力を得て教員の職能成長を図る様々な研修を提供する。MPCは2008年1月に設立され、ブラティスラヴァにある中央MPC以外に、全国8県（kraji）の中心都市（Bratislava, Trnava, Nitra, Trenčín, Žilina, Banská Bystrica, Prešov, Košice）に地方MPCが置かれている。

V. 少数民族に関する言語教育政策

EUには60を超える地域・少数民族言語が存在するが、これらの言語については「ヨーロッパ地方言語・少数言語憲章（European Charter for Regional and Minority Languages）」によって保護されている。本節は、スロヴァキアの言語教育政策を語る際に避けて通れない少数民族の言語問題と教育の中での言語の扱いについて述べる。

スロヴァキアの言語（教育）政策は、現在のスロヴァキアの複雑な民族模様と言語事情、そしてスロヴァキアの歴史的背景と密接に関係する。また、長與（2005）が述べるように、「スロヴァキア語の法的地位の問題は、国内に居住する民族の少数者、特にハンガリー系民族的少数者の言語権と表裏一体の関係にあるために、きっかけがあれば政治問題化する可能性を内包している」。

表5が示すように、スロヴァキア国内には、スロヴァキア系を除いて、多い順にハンガリー系、ロマ系、チェコ系、ルシン系、ウクライナ系、ドイツ系など、少なくとも11以上の多様な少数民族が存在する³⁾。特に人口の10%近くを占める約52万人のハンガリー系住民は、ハンガリーと国境を接するスロヴァキア南部に在住する国内最大の少数民族グループである。このハンガリー系住民に関わって、2009年6月に制定された「改正国語法」に基づく少数民族の言語使用問題に端を発して、ハンガリーとスロヴァキアの間で一時的に緊張が高まったことは周知の通りである。

表5 スロヴァキア共和国住民の民族構成（2001年国勢調査）

帰属民族	人数	%	帰属民族	人数	%
スロヴァキア	4,614,854	85.8	モラヴィア	2,348	0.1
ハンガリー	520,528	9.7	クロアチア	890	0.02
ロマ	89,920	1.7	ポーランド	2,602	0.04
チェコ	44,620	0.8	ブルガリア	1,179	0.02
ルシン	24,201	0.4	ユダヤ	218	0.004
ウクライナ	10,814	0.2	その他	5,350	0.1
ドイツ	5,405	0.1	不明	56,526	1.1
			総計	5,379,455	100

※国勢調査は10年に一度実施される。次回は2011年の予定
出典：Butašová A. et al. (2006)

それでは、上記の「国語法」に係る問題はどのような点にあるのか。スロヴァキア独立の前年である1992年9月に、スロヴァキア憲法が国民議会で可決された。その中では、それまで「公用語」として位置づけられていたスロヴァキア語は「国語」として表現され（第6条1項）、新生スロヴァキアがスロヴァキア語を唯一の「国語」とするネーション・ステートであることが強調された（長與 2006b）。1995年には、民族主義的・国家主義的なメチアル政権下で「国語法」が可決され

る。この中では、スロヴァキア語の「国語」としての法的地位が一層具体的に明記され、他の言語に対する排他的優位性を強める。この「国語法」は1998年の改正を経て、今回2009年に大きな改正を見た。

「国語法」では、スロヴァキア語の国語としての地位規定（第1条1項）、他の言語に対する優位性（第1条2項）、行政機関における国語使用義務（第3条）、小中学校での国語使用義務など（第4条）、その他、マスメディア、出版、文化事業、軍隊と消防、裁判と行政など、生活の様々な場面での国語使用が細かく規定されている（長與 2006b）⁴⁾。このような少数民族に対する言語政策は、多言語主義を推進する方向性から、当然EU諸国からの批判や欧州委員会事務局法務部などからの注意喚起を受けることになる。EUへの回帰を目指し、ハンガリー人連立党（Strana mad'arskej koalície:SMK）と連立を組んだズリンダ政権下で改正された1998年の「国語法」では、住民の20%以上を少数民族が占める自治体⁵⁾においては公的機関でも少数民族の母語使用を保障し、国語使用遵守に関する罰則規定を撤廃した。しかし、2006年以降政権についたスメル党（SMER-sociálna demokracia:SMER-SD）は民族主義色が濃く、2009年の「改正国語法」では罰則規定が復活し、公式情報をスロヴァキア語で発表しない機関や組織が当局の指導に従わない場合、最高5,000ユーロの罰金を科せられることになった。さらに、ハンガリーがハンガリー系スロヴァキア住民に一定の条件を満たせば国籍取得ができる道を開いたのに対して、スロヴァキアは二重国籍禁止法案を可決し、他国の国籍を取得すればスロヴァキア国籍を奪うと同時に、罰金を課すという対抗措置をとるなど、両国の政治的緊張は一時的に高まった。以上が「国語法」改正に係る問題の概要である。

それでは、学校教育現場では、どの程度、どのように少数言語が教えられているのだろうか。表6・7は教授言語別の基礎学校・中等学校数及び児童・生徒数を示すが、スロヴァキアには少数民族言語で教育を行う学校や児童・生徒が多く存在することがわかる。特にハンガリー系少数民族の場合は、ハンガリー語を主たる教授言語にする学校は、基礎学校262校・ギムナジウム17校、その他の学校を含めると312校もある。一方、ハンガリー語とスロヴァキア語の両方を教授言語とする学校は、中等専門学校・専門訓練学校や特別支援学校に多く、全体で108校存在する。

表6 教授言語別 基礎学校・中等学校数（2003/04年度）

校種／教授言語	SL	SL+HUL	SL+UKL	HUL	UKL	Other	合計
基礎学校	2,099	35	1	262	7	2	2,406
ギムナジウム	190	8	0	17	1	1	217
中等専門学校	344	19	1	9	0	0	373
中等専門訓練学校	340	25	0	9	0	0	374
特別支援学校	401	21	0	15	0	0	437
合計	3,374	108	2	312	8	3	3,807

参考：幼稚園段階の教授言語別学校数はHUL：278、SL+HUL：86、UKL：27、SL+UKL：3である。

出典：Butašová, A. et al. (2009)

表7 教授言語別 基礎学校・中等学校児童・生徒数（2003/04年度）

校種／教授言語	SL	HUL	UKL	Other	合計
基礎学校	585,155	40,892	459	139	626,645
ギムナジウム	81,053	5,027	117	42	86,239
中等専門学校	97,577	4,036	77	0	101,690
中等職業学校	101,850	4,925	0	0	106,775
特別支援学校	30,673	1,571	0	0	32,244
合計	896,308	56,451	653	181	953,593

※SL：スロヴァキア語，HUL：ハンガリー語，UKL：ウクライナ語，Other：その他（ブルガリア語，ドイツ語等）

出典：Butašová, A. et al. (2009)

学校教育における少数民族言語の扱いは、次の3種類のモデルに大別できる。

- ①民族言語を教授言語とする場合（完全イマージョン型）：授業は民族言語でもっぱら行いが、国語であるスロヴァキア語・スロヴァキア文学は必修科目としてスロヴァキア語で教える義務がある。ハンガリー系の全児童・生徒，ウクライナ系やブルガリア系の一部児童・生徒に適用されている。
- ②スロヴァキア語と民族言語を教授言語として併用する場合（部分イマージョン型）：科目によって教授言語を使い分ける。ドイツ系児童・生徒すべて，及びウクライナ系児童・生徒の一部に適用されている。
- ③スロヴァキア語を教授言語とする場合：民族言語を一科目として必修あるいは選択科目としてカリキュラムに置き，その他科目は国語であるスロヴァキア語で教える。ルシン系及びロマ系児童・生徒に適用されている。

さらにこのような教育における少数民族言語の取り扱いについては、1992年9月に可決された憲法第4章第34条の中で、「民族的少数者及びエスニック集団を形成している市民に対しては、法律によって定める諸条件のもとで、国語を習得する権利の他に、彼ら自身の言語で教育を受ける権利が保障される」として規定されている。また、「国語法」には詳細な教育に関する規定はないが、1984年の教育法・学校法第29条第3項においてすでに、学校教育における「国語」の使用及び少数民族言語の扱いに関して次のようにある（Melcator 2011）。

「教育は国語（スロヴァキア語）で行われる。チェコ，ハンガリー，ドイツ，ポーランド，ウクライナ（ルシン）国籍をもつ市民は，スロヴァキアの発展に資する限りにおいて，それぞれの言語で教育を受ける権利を持つ…」

第3項a：

「小学校第5学年以降及び後期中等学校で，教育省の同意を得て，外国語でも教育を行うことができる。外国語を教授言語とする学校または学級では，スロヴァキア語・スロヴァキア文学の科目を設定しなければならない。」

以上のことは、要するに、教育では少数民族言語を認知・保護するが、スロヴァキアが示す法的要件を遵守する限りにおいて、少数民族言語による教育が可能になること、そして「国語」としてのスロヴァキア語の学習は「スロヴァキア市民」として学ぶ義務があるという意味である。この方針は1984年の憲法制定以降から一貫している。確かに、少数言語話者の権利は「ヨーロッパ方言

語・少数言語憲章」に基づいて保障されているので、スロヴァキア語の「国語」としての優位性とは矛盾するものではない。しかし、EUの一員であるためには、民主主義に基づく法治国家であること、基本的人権の保障、少数民族の尊重と保護が制度的に保障されていることが前提条件である以上、このような民族主義的レトリックで偽装された言語政策は、外から見れば非民主的で排他的に映っても仕方がない。結局、そのダブル・スタンダードの言語政策は、スロヴァキアにとって、スロヴァキア語を「国語」として定めて「スロヴァキア民族」のネーション・ステートを確かなものとしながら、いかにスロヴァキア市民である市民原理の中で少数民族と折り合いをつけるかという苦渋の策なのであろう。

Ⅵ. おわりに

独立から18年、EU加盟から7年。スロヴァキアは、いわば自国の機械や製品をEU標準規格に合わせるかのように、社会のいろいろな分野で構造改革を積極的に推進している状況にある。教育分野でも、本稿で考察したように、2008年9月に新教育法が制定され、抜本的な教育改革がスタートし、様々な行動計画が示された。しかし、まだ旧体制の陰は濃く、改革の行く手には多くの課題があることも事実である。それでは、以下、教育・言語政策について考察を加え、併せて日本の言語(外国語)教育への示唆を述べてまとめとする。

1. スロヴァキアの教育及び言語教育の課題

スロヴァキアの教育改革の中で言語教育政策は中心的課題である。これは本稿の冒頭で述べたように、EUの多言語主義、複数言語主義の推進への方向性に沿ったものである。この言語教育政策を各論として見れば、教員の専門性向上のための教員養成・教員研修、有効な教材開発、CEFRに準拠した語学到達度のテスト・評価、早期外国語教育、ポートフォリオの普及、CLILなど多くの課題が改革の前途に横たわる。一方、今後の教育成果が大いに期待される反面、急激な政策の変化にどの程度学校現場が対応できるのか、浸透するのにどの程度時間がかかるのか、不安がないわけではない。「仏を作って魂入れず」という諺もあるように、学校現場はトップダウンで政策方針を明示しただけではなかなか動かない。したがって、まず教員の資質向上を図ることによって教育の質を高め、丁寧な政策評価を行うことが大事になる。

さらに、それ以上に重要なこととして、施策の実行には十分な教育予算の保障が必要になる。この点において、奇しくも、日本とスロヴァキアの教育財政支出はOECD諸国の中でも最低の部類に属する(文部科学省 2010)。スロヴァキアは、全教育段階の教育機関への公財政支出の対GDP比(2007年度)に関して、OECD加盟国の中でも日本に次いで2番目に低く、初等中等教育段階では2.3%(OECD平均3.3%)と最下位にある。この事実をどのように説明するべきなのだろうか。

日本同様に、スロヴァキアでも、地方分権・規制緩和の流れの中で、教育改革は多様な展開を見せるだろう。一方で、地域間あるいは民族間の教育格差、学校格差が一層広がることも確実である。教育改革は競争原理に基づく各自治体・学校・教員の自己責任の問題であるとして簡単に片付けることはできない。「公教育」全体の水準を維持・向上させるのは国や政治の責任なのである。それゆえに教育予算の保障なくして、教育改革の成功や言語教育の充実はあり得ないことを特に強調したい。

2. スロヴァキアの少数民族言語政策—新たな「国家」のあり方への模索

スロヴァキアの少数民族言語政策について考察する際、そもそも「国家」とは何か、「国家」は何によって存立するのか、そしてヨーロッパ統合はどのようにして国家間、民族間の問題を止揚することができるのか、という根本的な疑問に逢着する。

「国家」にとって「領土」と「国民」と「国家語」は3つの重要な存立要件であるとするれば、スロヴァキアとしては、「国家」として独立した今なお、「領土」や「国民」は不安定な要素である。実際、国内には多様な少数民族やエスニック集団が存在し、特に南部にはスロヴァキア語さえ十分に通じないハンガリー系民族が住むことから、「国民」の定義は不安定で、「国家=国民」という等式は簡単には成立しない。「領土」に関して、歴史的な経緯から、スロヴァキアには地勢学上の「境界線」は存在しても、明確な「領土」という概念は存在しなかったと言えよう。それは、1918年までは「国家」自体が存在せず、北ハンガリーにある「スラブ系住民が多い地域」としての位置づけ以上ではなかったし、またチェコスロヴァキア共和国時代にあっても実質的にチェコ優位に甘んじ、従属的な立場にあった事実とも関わっていると言ってよいだろう。さらに、現在ではヨーロッパの統合と拡大によって人やモノの移動が自由になり、近代国家的な「領土」の概念そのものが希薄になってしまった。

そうすれば、残る1つの要件、「国家語」を軸として「国家」を安定させる方法をとるしかない。スロヴァキア（民族）が、独立と同時に、憲法の中でそれまで公用語であったスロヴァキア語を「国語」として法的な位置づけ、「国語法」の中では詳細な言語使用規定を定め、さらには一律に同様でないにせよ、全てのスロヴァキア住民に対して教育の場で「国語」学習を義務づけていることはすでに見てきた。これは、要するに、新生スロヴァキアがスロヴァキア語を唯一の「国語」とするネーション・ステートだからである。

「EUは「国家」の制度、「国家語」を相対化し、莫大な予算と努力を払って多言語主義を貫いている。」（田中克彦・山脇直司・糟谷啓編 1997）このEUの流れから言えば、スロヴァキアの国家主義・民族主義色濃い言語政策は、近代国家が追求してきた古い「言語=国家」イデオロギー—言語と国家を一体化するイデオロギー—は中東欧に典型的に見られるのだが—に捕らわれ、逆行しているのは明らかである。しかし、好意的に解釈すれば、EU加盟によって遠心力が働き、「国家」の求心力が薄れていくことへの抵抗あるいはジレンマであるとも言えるのではないだろうか。

ヨーロッパ統合自体が多言語主義・多文化主義に基づいた新たな「国家」や「国民」理念の形成にむけて模索している過程にあり、今後どうなるかは分からない。とはいえ、近い将来、スロヴァキアがこの固定的なイデオロギーを止揚し、EUの一員として豊かな多言語・多文化社会を実現する時が来るとすれば、それは多言語主義・多文化主義に対する個人意識の熟成を促す「教育」や複数言語能力の達成を目指した言語教育の力に待つところが大きいのではないだろうか。この意味で、今回の教育改革や新たな外国語教育への挑戦は、新生スロヴァキアへの第一歩となることを期待したい。

3. 日本の言語（外国語）教育への示唆

それでは、以下、日本の言語（外国語）教育への示唆を4点述べる。

- (1) 言語とは文化の最も直接的な表現であり、人間のアイデンティティを作るものであるが故に、言語の多様性、すなわち各民族の言語の相対的価値を認めることが重要である。これは

EUの言語に対する基本認識であり、それゆえに多言語主義・多文化主義を理念として掲げるのである。ところが、最近の日本の英語教育では、英語を無色透明なコミュニケーションの手段としてみなし、スキルの獲得がすべてであるような傾向がある。本質的に、言語には民族の文化・歴史・伝統・社会などが埋め込まれているが故に、外国語を教える際には、異文化に対する理解や洞察とともに、言語教育の本質的な意義を十分に念頭に置くべきである。

- (2) 日本の言語教育政策を見ると、少なくとも高校までの「外国語」は英語だけに限られ、それ以外の外国語はほとんど顧みられない。この状況は世界の外国語教育の趨勢からして極めて例外的である。中国・韓国・台湾などの東アジア近隣諸国を例にとっても、後期中等教育の段階で複数の第2外国語が提供されている。さらに、英語のみを外国語として特定の言語に特別な地位を与えることは、その言語を絶対視することにつながり、自ずとその言語に支配されてしまう精神構造（英語帝国主義）を作り出してしまふ恐れがある。本稿でも見たように、最近EUにおいても英語の共通語化が急速に進んでいるが、それが、多言語主義・多文化主義の理念やEUの利益に反するとして強く懸念されている理由である。

この文脈から言えば、今後、日本でも、近隣諸国と協調して、国を超えた枠組みの中で行動しなければならないことを考えると、複数外国語教育は推進されて然るべきである。また、EUのような単一市場のロジックから言えば、言語の多様性は障壁と考えられて当然であるが、むしろ言語の多様性、つまり複数言語能力を持つ環境にあることが、競争力の強化・発展に繋がるとして共通認識されるべきである。

- (3) 日本では少子化が進み人口が急減する。近い将来深刻な労働力不足のために、大量の外国人労働者（一説では1000万人以上）を国内に迎える必要がある。そうすれば、特に言語権の保障は人権と絡んで重要な問題となるだろう。つまり、マイノリティである民族の言語・文化の相対的価値を認め、裁判や教育などの公的な面で、多様な民族的背景を持つ人々（その子弟を含む）の母語あるいは自国語をどのように保障するか国際的な視野に立って判断を下さなければならなくなる。同時に、法的地位、教育、社会保障だけでなく、外国人住民に対する日本語教育の問題も発生する。しかし、残念ながら、多文化共生社会とは掛け声ばかりで、日本の言語教育施策は極めて無策であるとしか言いようがない。

- (4) 今後の日本の外国語教育のあり方を考える時に、教員養成・研修、教科書、小中高一貫カリキュラム、小学校英語教育など検討課題は実に多い。とりわけ、CEFRのような外国語学習の参照基準を、少なくとも東アジアの域内で、構築できれば非常に意義があると思われる。明示的な外国語能力指標は、小中高大を一貫する外国語教育カリキュラムの編成、TOEICや英検などの標準テストの作成、教科書の編纂、英語教員の研修など、多くの場面で参照基準として役立ち、その波及効果は計り知れない。ひいては、それが単なる経済の枠を超えたアジアでの「共同体」構築へのきっかけになる可能性がなくもないだろう。

最後に、本稿を終えるに当たって、ひと言補足しておきたい。石川（2007）が指摘するように、スロヴァキアでは、ハンガリー系住民など少数民族との間の確執が構造化し、衝突が状態化しているかの感があるが、実際のところは、普通の人々の生活は平和で全く嘘のようであり、またスロヴァキア人の「寛容と忍耐」「平等主義」といったスロヴァキア人の伝統的に共有されている価値観から言っても、異民族・異国民に対する態度は一般的に受容的である。これは筆者の実感でもある。

また、少数民族の言語使用問題を巡るハンガリーとスロヴァキアの緊張に関しても、高い失業率やEUの金融危機を背景として、両国の「政治」が人々の不満を解消しようとして民族主義色の濃い政策を次々と打ち出しているという側面がある。このように、マクロな言語政策の背後には、いろいろなミクロな「現実」があることを指摘しておきたい。

謝辞：現地調査に際して多大なご尽力をいただいたコメニウス大学人文学部 Dr. L'ubica Mičková 氏、及び通訳としてお世話になった同学部修士課程で日本語を学ぶ Petra Solivarska さんには心から感謝いたします。さらに国立教育研究所の Dr. Anna Butašová 及び Dr. Darina Jeager 氏、その他政府教育機関や学校関係者など多くの方々に貴重な情報や資料の提供をいただき御礼申し上げます。また併せて、この研究調査を契機として、2010年に龍谷大学とコメニウス大学との間で交流協定が実現したことを付言する。

注

- 1) 各プログラムには学校間の交流、教材開発、現職教員研修、移民家庭の児童対象の言語教育、成人・社会教育での外国語学習の促進、ICTの活用など、外国語学習の領域を含む。特に、リングアは外国語教育方法の改善・情報普及を対象として、外国語学習の意義・有益性への認識強化や外国語教育の斬新な構想から、教材・教授法の開発にいたるまで詳細な計画を含む外国語学習促進計画である（大谷泰照・杉谷眞佐子・脇田博文他 2010）。
- 2) スロヴァキアは少数民族政策においてEUから批判を受け、EU加盟が遅れていた。ズリンダ政権の少数民族言語法では、住民の20%以上を少数民族が占める自治体では、公的な場面での少数民族の母語使用を再度保障し、また国語使用の遵守に対する罰則規定を撤廃するなどの修正が行われた。この結果、政治基準をクリアしたと評価され、EU加盟交渉が2000年から始まった。
- 3) 同国勢調査においては、「母語」による人数と「帰属民族」による人数は一致しないことが指摘されている。母語と帰属民族がほとんど一致するのは、スロヴァキア系民族（96.65%）とハンガリー系民族（97.44%）の場合である。一方、その他の民族の場合は、必ずしも帰属民族と母語が一致せず一ロマ系（65.82%）、ウクライナ系（58.70%）、ドイツ系（67.12%）—スロヴァキア語を母語とする者が少なからず存在する。
- 4) 「国語法」は特にハンガリー系の学校で影響が大きく、スロヴァキア語の公的な使用場面である教育においても、教員はスロヴァキア語に習熟している必要があり、教育課程・科目などの詳細をすべてスロヴァキア語とハンガリー語の両方で記すことが義務づけられている。
- 5) 2001年国勢調査によれば、スロヴァキア全土2,883の自治体のうち、512自治体でハンガリー語、68自治体でルシン語、18自治体でウクライナ語、57の自治体でロマ語、1つの自治体でドイツ語の公的使用が可能になった。

参考文献

- Butašová, A. et al. (2006). *Jazyková politika v Slovenskej republike 2004. Jej východiská a smerovanie*. Štátny pedagogický ústav.
- Butašová, A. et al. (2007). *Koncepcia vyučovania cudzích jazykov v základných a stredných školách*. Ministerstvo školstva Slovenskej republiky Štátny pedagogický ústav.
- Butašová, A. et al. (2009). *Conception of Teaching Foreign Languages at Primary and Secondary Schools*. National Institute of Education, Slovakia.
- Council of Europe (2008). *Second Report on the Implementation of European Charter for Regional or Minority Language in Slovakia*. Retrieved January 10, 2011 from http://www.coe.int/t/dg4/education/minlang/report/PeriodicalReports/SlovakiaPR2_en.pdf
- ヨーロッパ日本語教師会 (2005). 「ヨーロッパにおける言語教育の動向」【ヨーロッパにおける日本語教育事情とCommon European Framework of Reference for Languages】国際交流基金, pp.18-62.
- European Commission (2004). *Implementation of the Education and Training 2010 Work Programme*. Working

- group "Languages" Progress Report, December 2004. Retrieved January 3, 2011, from http://libserver.cedefop.europa.eu/vetelib/eu/pub/commission/dgeac/2004_0016_en.pdf
- Eurydice (2008). *Eurydice Key Data on Teaching Languages at School in Europe 2008*. Retrieved October 10, 2010, from http://eacea.ec.europa.eu/about/eurydice/documents/KDL2008_EN.pdf
- Eurydice (2009a). *Organisation of the education system in Slovakia 2009/2010*. Retrieved October 10, 2010, from http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/eurybase/eurybase_full_reports/SK_EN.pdf
- Eurydice (2009b). *Structures of Education and Training Systems in Europe Slovakia 2009/10 Edition*. Retrieved January 3, 2011, from http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/eurybase/structures/041_SK_EN.pdf
- Gadušová Z. & Hart'anská, J. (2002). *Teaching English in Slovakia: Past, Present and Future*. Retrieved January 3, 2011, from http://cvc.cervantes.es/literatura/cauce/pdf/cauce25/cauce25_13.pdf
- Gadušová Z. & Žilová R. (2009). *Current Challenges for Primary School Teachers in Slovakia*. Retrieved March 3, 2011, from http://www.ateel.org/uploads/winterconference2009_gadusova_paper.doc
- 石川晃弘 (2007). 「スロヴァキア人の異民族・異国民に対する受容態度」『エスニック・アイデンティティの研究 流転するスロヴァキアの民』中央大学社会科学研究所研究叢書18, 中央大学出版部, pp.43-66.
- Kaplan, R. B. & Baldauf Jr. R. B. (2005). *Language Planning & Policy in Europe, Vol. 1 Hungary, Finland and Sweden*, Multilingual Matters: Clevedon, Buffalo, Toronto.
- 川崎義元編著 (2007). 「エスニック・アイデンティティの研究 流転するスロヴァキアの民」中央大学社会科学研究所研究叢書18, 中央大学出版部.
- 小林浩二, 小林月子, 大関泰宏編著 (2008). 「激動するスロヴァキアと日本—家族・暮らし・人口—」二宮書店.
- Melcator (2011). *Minority Language Education in Slovakia*, European Research Center on Multilingualism and Language Learning. Retrieved March 3, 2011, from <http://www.mercator-research.eu/minority-languages/Language-Factsheets/minority-language-education—in-slovakia>
- Metodicko-pedagogické centrum (Methodology and Pedagogy Centre: MPC): <http://www.mpc-edu.sk/o-nas/english>
- Ministerstvo školstva Slovenskej republiky (Ministry of Education, Science, Research and Sport of the Slovak Republic): <http://www.minedu.sk>
- 宮島喬 (1995). 「ヨーロッパ統合と民族の論理」『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』人文書院, pp.42-69.
- 文部科学省 (2010). 「図表でみる教育 OECDインディケーター (2010年版)」(Education at a Glance) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/09/1297267.htm (2011年4月27日参照)
- 長與進 (2006a). 「スロヴァキアのEU/NATO加盟—加盟する側の論理と心理」『ヨーロッパ東方の拡大』, 岩波書店, pp.192-211.
- 長與進 (2006b). 「第9章 スロヴァキア〈解説〉「国語」および民族的少数者の言語に関する法律」『欧州諸国の言語法』三元社, pp.351-364.
- 長與進 (2008). 「「民族語」と「国家」の密かな関係—文章語史における独立スロヴァキア国期の評価をめぐって」『地域間の歴史世界—移動・衝突・融合』早稲田大学現代政治経済研究所研究叢書29, pp.314-334.
- 中島由美 (1991). 「多言語国家における理想と現実」『もっと知りたい ユーゴスラヴィア』弘文堂, pp.131-150.
- Národný ústav certifikovaných meraní vzdelávania (National Institute for Certified Educational Measurements: NÚCEM): <http://www.nucem.sk>
- 大谷泰照・杉谷眞佐子・脇田博文他 (2010). 「EUの言語政策—日本の外国語教育への示唆—」くろしお出版.
- 西川長夫・宮島喬編 (1995). 「ヨーロッパ統合と文化・民族問題」人文書院.
- 薩摩秀登編著 (2003). 「チェコとスロヴァキアを知るための56章」明石書店.

- 薩摩秀彦 (2006). 『チェコとスロヴァキア』 河出書房新社.
- 渋谷謙次朗編 (2005). 『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』 三元社.
- Spolsky, B. (2004). *Language Policy*. Cambridge, United Kingdom: Cambridge University Press.
- 杉谷眞佐子・高橋秀彰・伊東啓太郎 (2005). 「EUにおける『多言語・多文化主義』—複数言語教育の観点から言語と文化の統合教育の可能性をさぐる—」 関西大学『外国語教育研究』第10号, pp.35-65.
- Štátna školská inšpekcia (State School Inspection): <http://www.ssiba.sk/>
- Štátny inštitút odborného vzdelávania (National Institute of Vocational Education and Training): <http://www.siov.sk/slovenske-narodne-observatorium/9523s>
- Štátny pedagogický ústav (National Institute of Education): <http://www.statpedu.sk>
- Szabó Mihály, Gizella (2006). *Working Paper 23, Language policy and language rights in Slovakia*. Retrieved March 3, 2011, from <http://www.ciemen.org/mercator/pdf/wp23eng.pdf>
- 田中克彦・山脇直司・榎谷啓介編 (1997). 『言語・国家, そして権力』 新生社.
- Ústav informácií a prognóz školstva (Institute of Information and Prognoses of Education) (2011). Štatistická ročenka (Statistical Yearbook of Education). Retrieved April 12th, 2011, from <http://www.uips.sk/>
- 脇田博文 (2008). 「スロヴェニア共和国—国家理念としての多文化・多言語主義—」 『龍谷紀要』第29巻2号, pp.115-131.
- 脇田博文 (2009a). 「EUの言語教育政策：ポルトガル共和国—新たな「大航海時代」への船出—」 『国際文化研究』第13号, pp.73-84.
- 脇田博文 (2009b). 「EUの言語教育政策：ハンガリー共和国—日本の外国語教育への示唆—」 『国際社会文化研究所紀要』, pp.329-341.
- Waseda, M (1998). *The Slovak State Language Law: its meaning and background*. 大阪外国語大学『ロシア・東欧研究』第2号, pp.123-134. Retrieved March 3, 2011, from <http://ci.nii.ac.jp/naid/110006177272>
- 譲原瑞枝 (2009). 「EUの多言語主義と言語教育政策」 『EUのガヴァナンスと政策形成』 慶応義塾大学出版会, pp.39-60.
- Zsuzsa Csergo (2007). *Talk of the Nation*. Ithaca, New York: Cornell University Press.